

総社市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第6号

総社市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

総社市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（令和元年総社市条例第37号。以下「改正条例」という。）の一部を次のように改正する。

改正条例の改正後の欄中別表を次のように改める。

別表（第2条関係）  
占用料金額表

占有物件			単 位	占用料	
電柱、電線、 変圧塔、公衆 電話所、広告 塔その他こ れらに類す る工作物	電柱	第1種電柱	1本につき1年	<u>420円</u>	
		第2種電柱		<u>650円</u>	
		第3種電柱		<u>880円</u>	
	電話柱	第1種電話柱		<u>380円</u>	
		第2種電話柱		<u>610円</u>	
		第3種電話柱		<u>830円</u>	
	その他の柱類				<u>38円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類			長さ1mにつき	<u>4円</u>
	地下電線その他地下に設ける線類			1年	<u>2円</u>
	路上に設ける変圧器			1個につき1年	<u>370円</u>
	地下に設ける変圧器			占有面積1m <sup>2</sup> に つき1年	<u>230円</u>
	変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所			1個につき1年	<u>760円</u>
	郵便差出箱			1個につき1年	<u>320円</u>
広告塔			表示面積1m <sup>2</sup> に つき1年	<u>960円</u>	
その他のもの			占有面積1m <sup>2</sup> に つき1年	<u>760円</u>	
地下埋設物	水管、下 水道管、 ガス管、 地下電線 その他こ れらに類 する物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき 1年	<u>16円</u>	
		外径が0.07m以上0.1m未満のもの		<u>23円</u>	
		外径が0.1m以上0.15m未満のもの		<u>34円</u>	
		外径が0.15m以上0.2m未満のもの		<u>45円</u>	
		外径が0.2m以上0.3m未満のもの		<u>68円</u>	
		外径が0.3m以上0.4m未満のもの		<u>91円</u>	
		外径が0.4m以上0.7m未満のもの		<u>160円</u>	
		外径が0.7m以上1m未満のもの		<u>230円</u>	
外径が1m以上のもの				<u>450円</u>	
鉄道、軌道、歩廊、日よけ、雨よけその他これらに類する施設			占有面積1m <sup>2</sup> に つき1年	<u>760円</u>	
通路その他 これらに類 する施設	上空に設ける通路		占有面積1m <sup>2</sup> に つき1年	<u>480円</u>	
	地下に設ける通路			<u>290円</u>	
	その他のもの			<u>760円</u>	
露店、商品置 場その他こ れらに類す る施設	一時的に設けるもの		占有面積1m <sup>2</sup> に つき1日	<u>10円</u>	
	その他のもの		占有面積1m <sup>2</sup> に つき1月	<u>96円</u>	

看板, 標識, 旗ざお, 幕及 びアーチ	看板 (ア ーチであ るものを 除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1m <sup>2</sup> に つき1月	<u>96円</u>
		その他のもの	表示面積1m <sup>2</sup> に つき1年	<u>960円</u>
	標識		1本につき1年	<u>610円</u>
	旗ざお	一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>10円</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>96円</u>
	幕 (工事 用施設で あるもの を除く。)	一時的に設けるもの	その面積1m <sup>2</sup> に つき1日	<u>10円</u>
		その他のもの	その面積1m <sup>2</sup> に つき1月	<u>96円</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>960円</u>
		その他のもの		<u>480円</u>
	太陽光発電設備及び風力発電設備			占有面積1m <sup>2</sup> に つき1年
工事中板囲, 足場, 詰所その他の工事中施設及び土石, 竹木, 瓦 その他の工事中材料			占有面積1m <sup>2</sup> に つき1月	<u>96円</u>
耐火建築物, 工事中期間中の仮設店舗その他の仮設建築物				<u>76円</u>

備考 略

附 則

この条例は, 令和2年4月1日から施行する。